

○東京藝術大学美術学部紀要編集委員会内規

〔平成8年6月13日〕
制 定

改正 平成11年4月1日 平成17年2月28日
平成18年2月28日 平成20年3月27日
平成25年10月24日 平成27年3月26日
令和4年7月14日

(趣旨)

第1条 この内規は、東京藝術大学美術学部紀要編集委員会（以下「委員会」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(任務)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 美術学部の紀要の編集及び刊行に関すること。
- (2) その他委員会が必要と認める事項。

(組織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 日本画、油画及び彫刻の3科のうちから選出された者 1人
- (2) 工芸及びデザインの2科のうちから選出された者 1人
- (3) 建築科から選出された者 1人
- (4) 芸術学科から選出された者 2人
- (5) 先端芸術表現科から選出された者 1人
- (6) 文化財保存学専攻から選出された者 1人
- (7) 美術教育から選出された者 1人
- (8) グローバルアートプラクティスから選出された者 1人

2 前項の委員は、教授会の審議を経て学部長が任命する。

(任期)

第4条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

2 前条の委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び会議)

第5条 委員会に委員長を置き、委員の互選とする。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

3 委員長は、必要に応じて、委員以外の者を委員会に出席させ、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、紀要編纂室が処理する。

附 則

1 この内規は、平成8年6月13日から施行し、平成8年4月1日から適用する。

2 紀要編集委員会内規（昭和54年4月1日制定）は廃止する。

附 則

この内規は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成17年2月28日から施行する。

附 則

この内規は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成20年3月27日から施行し、平成20年1月1日から適用する。

附 則

この内規は、平成25年10月24日から施行し、平成25年7月18日から適用する。

附 則

この内規は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、令和4年7月14日から施行し、令和4年4月1日から適用する。